契　約　書（案）

１　契約業務名　　GRAS-Di 技術によるジェノタイピング解析業務

２　契約金額　　金　　円
（うち消費税および地方消費税の額　金　　円）

３　納入期限　　令和９年１月２９日（金）

４　履行場所　　福井県小浜市堅海４９－８－２
福井県立大学かつみキャンパス

５　契約保証金 契約金額の１００分の１０以上の額
（ただし、福井県立大学契約事務取扱細則第３８条
ただし書きに該当する場合は免除することがある）

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１
公立大学法人福井県立大学
理事長　　窪田　裕行

乙

契　約　条　項

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（履行内容）

第２条　乙が甲に対し履行する内容（以下、「契約内容」という。）は、別紙仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　　乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（完了報告）

第４条　乙は、契約内容の履行を完了するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（履行内容の検査）

第５条　乙は、契約内容の履行を完了するときは、甲の検査を受けなければならない。

２　検査の結果、不良と認められた場合には、乙は再度、甲の指定する期日までに手直しを行うものとする。この場合、前条および前項の規定を準用する。

（危険負担）

第６条　前条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（かし担保責任）

第７条甲は、第４条の規定により完了報告を受けた後、１年以内に履行内容に隠れたかしを発見した場合は、乙の負担においてこれを改修させることができる。

（経費の負担）

第８条　乙は、契約内容の履行に要する費用および検査のために消耗またはき損したものについては、これを負担するものとする。

（契約金の支払）

第９条　乙は第５条の規定による検査に合格した後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日の属する月の翌月の２５日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに支払うものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに料金を支払わない場合は、乙は甲に

対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）

第 10 条　甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第 11 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（２）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

（３）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

（４）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

（５）契約の解除を申し出たとき。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第 12 条　前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

２　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（疑義等の決定）

第 13 条　この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第 14 条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

以下余白